

特集

SHK制度 の見直しについて

地球温暖化対策には排出削減だけでなく、
森林の二酸化炭素吸収機能を活かすことが重要です。

この度、企業の森林経営や木材利用による炭素蓄積変化量が
SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）で活用できるようになりました。

今回の見直しで何が変わるのか？

その具体的な内容と見直しを持つ意義を、本特集で見ていきましょう。



1. はじめに

森林は、二酸化炭素を吸収し、樹木や土壌中に炭素を貯蔵することで、地球温暖化対策に貢献する機能があります。適切な森林経営や木材利用を通じて、森林資源の循環利用を進めることで、そうした機能の発揮を促進していくことが重要です。

また、近年SDGs等への注目の高まりから、事業活動に持続可能性が求められるようになっており、企業による森林経営や木材利用への関心が高まっています。

こうした中、今般、事業者自らの森林経営活動や木材製品利用による炭素蓄積の変化量を、国の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）に位置づけることとなりましたので、制度の見直しの内容やその意義についてご紹介します。

森林資源の循環利用



中長期的な森林吸収量の確保 + 排出削減寄与
2050年ネット・ゼロに貢献

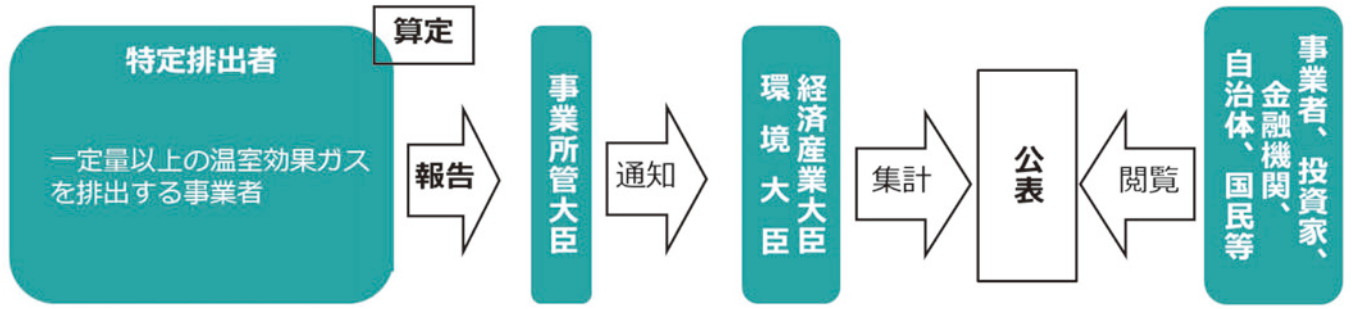
2. SHK制度とは

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する者（原油換算で年間1,500kl以上のエネルギーを使用する者など）に、温室効果ガス排出量の算定（S）と国への報告（H）を義務付けし、国が報告されたデータを集計し公表（K）する制度です。各事業者が排出量の算定・報告を通じて、自ら排出抑制対策を立案し実施することを促すなどをねらいとしています。

令和6年度の報告では、約1・3万の事業者が報告しており、各事業者の排出量は環境省の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」ページにおいて公表されています。また、報告された排出量（令和5年度実績）の合計は約5・9億tCO₂でした。「日本国温室効果ガスインベントリ報告書2025年」によれば、我が国の令和5年度温室効果ガス排出量実績は、約10・7億tCO₂であることから、SHK制度では我が国の排出量の過半をカバーしていると考えられます。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度ホームページ
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/index.html>





SHK制度の算定・報告から公表までの流れ

3. 見直しの背景

我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年ネット・ゼロの実現を目指していますが、排出削減だけでの実現は難しく、吸収の確保・強化が重要です。

そこで、SHK制度は排出量を報告対象としているところ、森林吸収量や伐採木材製品の炭素貯蔵量についても位置づけることができないが、国として検討することとしました。環境省・経済産業省を事務局とする「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」にて議論するとともに、同検討会の下に林野庁を事務局とする「森林小委員会」を設置して運用の詳細を詰める検討を行ってきました。その結果、令和7年度に見直しの方向性を取りまとめました。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/study.html>

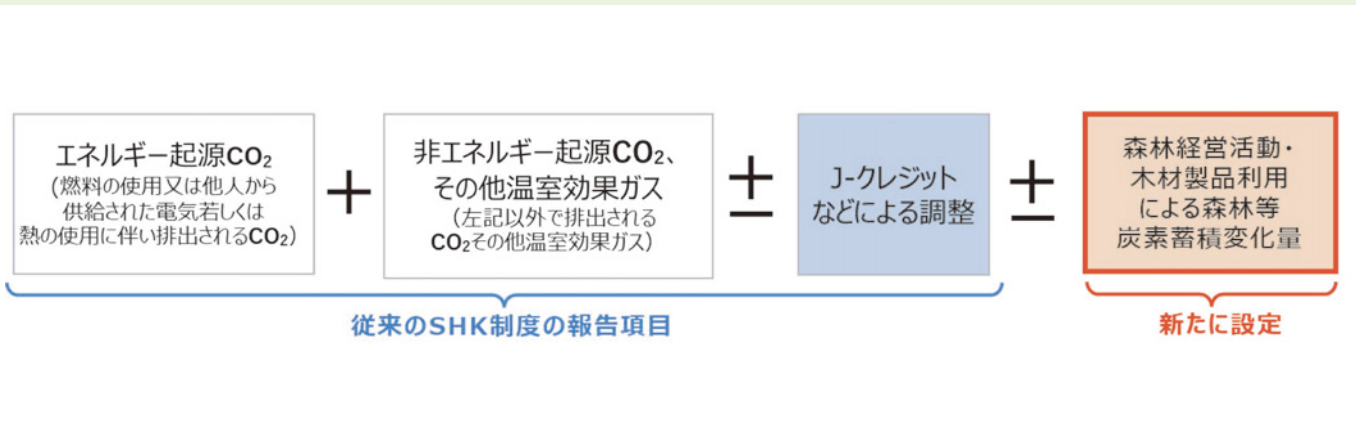
温室効果ガス算定・報告・公表制度森林小委員会
https://www.rinya.naff.go.jp/j/sin_riyoushk_sinrin.html

4. 見直しの内容

SHK制度では、自社の事業活動における排出量を「基礎排出量」として算定・報告するとともに、J-クレジットの移転などにより任意で調整を行った後の排出量を「調整後排出量」として報告しなければなりません。

今般の見直しにより、事業者自らの森林経営活動や木材製品利用による炭素蓄積変化量（「森林等炭素蓄積変化量」という。）を任意で調整後排出量の算定に用いることができるようになりました。令和8年4月1日に改正後の制度が施行され、事業者向けの算定・報告マニュアルや算定シートを公表したところであり、令和8年度排出量実績に関する令和9年度報告から適用されます。

森林等炭素蓄積変化量算定・報告マニュアル、算定シート掲載先
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual.html>



従来からのSHK制度の報告項目と新たな設定項目

(1) 森林経営活動の主な算定・報告ルール

森林経営活動による森林等炭素蓄積変化量の主な算定・報告ルールは、次のとおりです。

① 算定・報告が可能な者は、SHK制度の報告対象事業者であって自ら所有している森林について森林経営活動を行っている者や、他の報告対象事業者が所有する森林について中長期の受委託契約に基づいて管理（森林経営活動）を行っている者です。

② 算定・報告する森林の範囲は、原則として自ら所有（管理）する森林の全てです。ただし、市町村単位で算定範囲を選定することが可能です。また、J-クレジット制度でプロジェクト登録された森林については、認証対象期間中は算定範囲から除外する必要があります。

③ 森林等炭素蓄積変化量の算定方法は、「森林の蓄積の変化量×公表する係数×44/12」です。

④ 森林等炭素蓄積変化量を調整後排出量に用いるかどうかは事業者が任意に決められますが、一度用いることとした場合、その翌年度以降、毎年度算定・報告が必要となります。

〈算定方法の補足〉

・ 森林の蓄積の変化量の算定には、原則として都道府県が作成している

森林簿の蓄積（成長量）の値を使用します。

・ 森林の蓄積の増加量は、森林経営計画、生物多様性の増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画が作成された森林のみで算定できます（報告時には計画書を添付する必要があります）。

・ 伐採等による森林の蓄積の減少量も算定する必要があります。

・ 土地の用途の変更（転用）を行う場合は、土壌について別途算定する必要があります。

・ 過去に報告した・された森林の譲渡を反映する必要があります。

・ 44/12は、炭素蓄積の量を二酸化炭素の量に換算する係数です。

(2) 木材製品利用の主な算定・報告ルール

木材製品利用による森林等炭素蓄積変化量の主な算定・報告ルールは、次のとおりです。

① 算定・報告が可能な者は、SHK制度の報告対象事業者であって、木材製品を使用した建築物等（家具等物品を含む）を所有する者です。

② 算定・報告が可能な建築物等は、新築等により自らが取得した、対象木材（合法性が確認された国産材等）を使用した建築物等です。報告時に

は合法性を確認できる伝達情報等の添付が必要となります。

③ 森林等炭素蓄積変化量の算定方法は、「使用した対象木材の量×公表する係数×44/12」です。

④ 前述の(1)④同様、調整後排出量に用いた翌年度以降は毎年度の算定・報告が必要となります。

〈算定方法の補足〉

・ 報告した建築物等は、報告者自ら台帳で管理します。

・ 建替えの場合は、解体した建築物等を使用されていた木材に係る森林等炭素蓄積変化量を当該年度の自らの排出量に加算する必要があります。

・ 過年度に報告した建築物等を廃棄等した場合は、過年度に報告した当該木材に係る森林等炭素蓄積変化量を当該年度の自らの排出量に加算する必要があります。

・ 過去に報告した・された建築物等の譲渡を反映する必要があります。

・ 44/12は、炭素蓄積の量を二酸化炭素の量に換算する係数です。

5. 見直しの意義

森林については、事業者自らが所有する森林等における適切な経営管理により達成された森林吸収量を定量化して示し、対外的にPRすることが可能となります。また、森林の適切な経営管理を通じて、水源涵養や生物多様性など森林の多面的機能の発揮にも貢献することが出来ます。こうしたメリットを活かしながら、経営意欲の低下等から管理が十分に行き届かない森林を、経営基盤のしっかりした事業者が所有して適

切に経営管理する動きが出てくることが期待されます。

木材については、事業者が自ら所有する建築物等に木材を利用した場合などに、その炭素貯蔵効果を定量化して示し、対外的にPRすることが可能となり、木材利用を推進しようとする事業者の後押しにつながると考えています。事業者が所有する建築物はオフィスや店舗などが挙げられますが、これらは木造率の低い非住宅分野であり、こうした分野での木造化・木質化の促進が期待されます。

6. おわりに

近年、気候変動の分野では、企業の気候関連のリスク等に関する情報開示の動きが進んでおり、SHK制度において森林等炭素蓄積変化量の算定・報告を新設したことも追い風に、事業者による森林経営や木材利用が広がっていくことを期待しています。

令和8年4月1日から見直し後の制度の運用が始まりました。今後、林野庁としても、事業者の皆様にはSHK制度の見直し内容をはじめ、森林経営や木材利用のメリットを広く周知することにより、森林資源の循環利用及び地球温暖化対策を一層推進してまいります。



京王電鉄株式会社の社員による植樹活動（出典：森林×ACTチャレンジ2025受賞者レポート）



高層木質ビル（ヤマト本社ビル A棟・B棟、ウッドデザイン賞 2025受賞）
（出典：ウッドデザイン賞受賞作品データベース
<https://www.wooddesign.jp/db/production/2326/>）